

## 中野市勤怠管理システム導入業務に係る公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

本要領は、中野市勤怠管理システム導入業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルにおける最適候補者及び次点者の選定にあたり、本業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

### 2 審査委員会

最適候補者及び次点者の選定は、本業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

なお、審査委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、審査結果に併せて公表するものとする。

### 3 参加資格の確認

中野市（以下「市」という。）は、参加表明者から提出された参加表明書に基づき、参加資格の適格を確認し、審査委員会に報告するものとする。

### 4 一次審査の実施（参加事業者が4者を超えた場合）

本業務について、参加事業者が4者を超えた場合は、「様式4 機能要件確認表」をもとに一次審査を行うものとし、一次審査の評価点の上位4者を一次審査通過者として、令和5年8月1日にヒアリングを実施するものとする。

なお、同点の場合は自治体導入事例が多い者を上位とする。また、一次審査結果については、令和5年7月25日にメールで通知するものとする。

### 5 企画提案に係るヒアリング（プレゼンテーション）の実施

提出された企画提案書の内容を確認するため、次によりヒアリングを行う。

- (1) 期日 令和5年8月1日（火）
- (2) 時間 各企画提案者に別途通知する。
- (3) 会場 中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所（詳細は別途通知する。）
- (4) 出席者 本業務のプロジェクト責任者 1名、その他補助要員 3名以内
- (5) 時間配分 提案説明40分以内、質疑10分程度
- (6) ヒアリングの方法
  - ① 企画提案者は、提案者名及び提案価格を公表してはならない。また、企画提案書等と異なる説明及び追加資料の配布は認めない。
  - ② 提案システムの操作性・機能性を確認するため、提案システムを使用してのデモンストレーションを説明に含むこととする。
  - ③ 企画提案者は、大型ディスプレイへの画面投影を用いて説明を行うことができる。なお、ディスプレイは、市が用意する。その他必要な機器については、企画提案者が用意するものとする。

(7) その他 ヒアリングは、非公開とする。

## 6 評価点

審査委員会は、企画提案書、ヒアリングの内容及び提案価格から評価点を算定する。

審査委員一人当たりの配点及び評価項目は次表のとおりとする。

大項目	配点	中項目	小項目	配点
1 企画提案評価	170点	(1) 基本要件	市が勤怠管理システムに求める機能を理解し、職員の負担軽減、事務の効率化、情報の共有化の向上が期待できる提案となっているか。	30点
		(2) システムの有効性	職員の出退勤、休暇、時間外勤務、振替等勤怠管理の現状に沿った運用に対応できる提案となっているか。	20点
		(3) 操作性・機能性	画面構成や画面遷移が分かりやすく、操作性・機能性の観点から全ての職員が利用しやすいものであるか。	30点
		(4) 人事給与システムとの連携	人事給与システムとの連携がスムーズに対応できる提案となっているか。	15点
		(5) 導入スケジュール・導入体制	導入スケジュールや体制について、実現性の高い計画となっているか。	15点
		(6) セキュリティ対策	セキュリティに関して、情報管理や情報漏洩等の対策が明確かつ適正であるか。	15点
		(7) 操作説明・研修	勤怠管理システムへの運用変更にあたり、職員への操作説明など十分な研修を行う計画となっているか。	15点
		(8) 保守・運用支援	操作支援・システム障害について、十分なサポート体制が提案されているか。	20点
		(9) 提案者の姿勢	本業務に取り組む提案者の姿勢や、説明等は理解しやすく真摯に対応しようとする姿勢が見受けられるか。	10点
2 機能要件評価	100点	機能要件の充足度	機能要件確認表をもとに評価（基礎点100点からの減点方式）	100点
3 提案価格評価	30点	提案価格に対する最低提案価格の比率	配点×最低提案価格／当該企画提案者の提案価格	30点

## 7 評価方法及び手順

### (1) 企画提案評価

各項目の評価点は、各審査委員の評価点の合計とする。

### (2) 評価点が基準に満たない場合の取り扱い

業務の確実な履行を確保するため、評価項目の小項目に0点の項目がある場合は、失格とする場合がある。

### (3) 機能要件評価

機能要件確認表をもとに評価点を算出する。

評価点の算出方法は、基礎点100点からの減点方式による。

「×」：対応不可

マイナス10点

「○」：代替処理で対応

・代替処理の提案内容が同等以上と判定した場合 減点なし

・代替処理の提案内容が同等以下と判定した場合 マイナス5点

・発注者が求める代替処理の提案となっていないと判定した場合 マイナス10点

「△」：一部実現、一部代替処理で対応

「○」と同様

### (4) 提案価格評価

① 企画提案者の提案価格見積書の封書を審査委員長が開封し、全審査委員により提案価格見積書の金額を確認するものとする。

② 次により評価点を算出する。

提案価格評価点 = 配点 × 最低提案価格 / 当該企画提案者の提案価格

### (5) 評価の算定

企画提案評価、機能要件評価及び提案価格評価の合計点を評価点とする。

## 8 最適候補者及び次点者の選定

(1) 審査委員会は、評価点が最も高い者を最適候補者、次に高い者を次点者として選定する。

(2) 評価点が同点の場合は、企画提案点が高い者を上位とする。

(3) 上記(2)においても同点の場合は、くじ引きにより選定するものとする。

## 9 最適候補者及び次点者の決定

市は、審査委員会の選定の結果を受けて中野市建設工事等業者選定委員会における審査の上、最適候補者及び次点者を決定し、市公式ホームページで公表する。また、最適候補者及び次点者あて通知する。